

展務局長宛

訓第二六七号

今般勅令第二百四号ヲ以テ管轄地

方廳(東京府ハ警視廳以下敎之)ノ許可ナクシテ朝鮮國

ニ渡航スルコトヲ禁セラレタルハ同

國刻下ノ形勢タルヤ我外交上最モ機

微ニ慎マサル可クナルノ時機ニ屬セ

リ然ルニ粗暴詭激ノ輩濫リニ渡航シ

テ事端ヲ惹起スカ如キコトアルニ於

テハ外交上容易ナラサル困難ヲ醸ス

テモ難測即チ之レカ取締ハ一日モ忽

諸ニ付ス可クナルヲ以テ該勅令ヲ發

布セラレタル儀ニ有之依テ左ニ其取

締手續ノ概要ヲ開示スト雖モ尚ホ各

一六

一六

位ニ於テ此意ヲ體シ臨機敏活ノ措置
ヲ要スルハ勿論ナリトス

一 曾テ保安條例第四條ノ處分ヲ受ケ
タル者豫戒命令ノ執行ヲ受ケタル
者豫戒命令執行中ノ者並豫戒命令第
一條ノ各事項ニ該當スル者ハ許可
ヲ與フヘカラス

保安條例第四條ノ處分ヲ受ケタル
者又ハ豫戒命令ノ執行ヲ受ケタル
者ト虫比峻改ノ情狀著シキ者ニシ
テ商業漁業其他正當ノ目的ヲ以テ
渡航セントスル者ニ限り許可ヲ與
フヘシ

二 商業漁業其他正當ノ目的ヲ以テ
渡航セントスル者ハ許可ヲ與フヘ
カラス

三 商業漁業其他正當ノ目的ヲ以テ渡
航セントスル者ト雖氏本人平生ノ
行狀ニ於テ之ヲ渡航セシムルハ國
際上危害ノ虞アリト認ムヘキトキ

ハ許可ヲ與フヘカラス
四 廳府縣ニ於テ渡航ヲ許可シタル時
ハ許可証ヲ與フヘシ
寄留人又ハ旅行中ノ者ハ其地ノ地
方廳ニ於テ許可スルモ妨ケナシ此
場合ニ在テハ其旨原籍地ノ地方廳

へ通牒スヘシ
許可証ハ左ノ様式ニ依リ調製スヘシ

用紙鳥子 六寸

第 号	住 所
商業漁業 下場奉公 何々、	族籍氏名
何々、	何々、
年月日	何府廳 長官氏名

表

裏

一此証旨ハ日本國ト朝鮮國ト何レノ地ニアルヲ問ハズ領事ト警察官ニ於テ要求シタルトキハ之ヲ示スヘシ
二此証旨ハ朝鮮國何レノ地へ上陸スルモ上陸ノ際直ニ領事ト警察官ニ示シ許可ヲ得タルコトヲ証スヘシ
三此証旨ヲ携帶セザル者ハ上陸ヲ差止メラルコトアルヘシ
四此証旨ハ歸國ノ際直ニ返納スヘシ但漁業ノ為メ引續キ渡航ヲ要スル者ハ其目的ヲ終ヘ歸國シタルトキ返納スヘシ

縣 名

五 許可証ヲ與ヘタル後其許可ス可ラ
サルコトヲ發見シタルトキハ直ニ
之ヲ取消シ其事由並ニ氏名特徴年
齡等各出船地ノ警察官署ニ通報シ
テ渡航ヲ差止ムヘシ若シ其取消渡
韓後ニ係ルトキハ在朝鮮國帝國領
事ニ其旨通報シテ退韓處分ヲ求ム
ヘシ

六 乙縣ニ於テ甲縣ノ許可証ヲ取消サ
ントスルトキハ甲縣ニ對シ其取消
命令書ノ廻附ヲ求メテ之ヲ傳達ス
ヘシ

七 甲縣ニ於テ危險ト認メ許可証ヲ與

所轄帝國領事ノ証明書ヲ所持スル者一時帰國シ再ヒ渡航スル場合ニハ其都度許可ヲ與フルヲ要セス十五前各項中許可ヲ與ヘサル場合許可ヲ取消シタル場合及密航者アルコトヲ探知シタル場合等ニハ即時内務大臣外務大臣ニ申報スヘシ

右訓令ス

明治廿九年五月十日 内務大臣伯爵板垣退助

外務大臣伯爵陸奥宗光

訓第三二一號
本年五月十一日訓第二六七號
第八項中但書ヲ刪除ス

明治二十九年五月廿七日

内務大臣伯爵板垣退助

外務大臣伯爵陸奥宗光